

奈良県告示第百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県農協ファーマーズマーケットにおいて販売する奈良県農業研究開発センターが生産した農産物の売払代金

二 受託者の名称及び所在地

名称 奈良県農業協同組合まほろばキッチン
所在地 橿原市常盤町六〇五番一

三 委託事務の取扱期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで